

# 著作権法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第299号）の概要

「著作権法の一部を改正する法律」（平成21年法律第53号。一部を除き、平成22年1月1日施行）の施行に伴い、著作権法施行令について必要な規定の整備等を行う。  
（施行期日：平成22年1月1日）

## I 障害者福祉関係（法第37条第3項、第37条の2、令第2条、令第2条の2）

### 1. 政令委任事項

改正後の著作権法（以下「法」）第37条第3項及び第37条の2では、「障害者の福祉に関する事業を行う者で政令で定める者」が、視覚障害者等向けの録音図書の作成や聴覚障害者等向けの映画字幕の作成等を行うことができる旨規定。

### 2. 改正内容

#### （1）視覚障害者等のための複製等が認められる者（法第37条第3項、令第2条関係）

- 以下の施設を設置して視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者を一般的に定める。
  - ① 児童福祉法第7条第1項の知的障害児施設及び盲ろうあ児施設
  - ② 大学・高等専門学校に設置された図書館及びこれに類する施設
  - ③ 国立国会図書館
  - ④ 身体障害者福祉法第5条第1項の視聴覚障害者情報提供施設
  - ⑤ 図書館法第2条第1項の図書館
  - ⑥ 学校図書館法第2条の学校図書館
  - ⑦ 老人福祉法第5条の3の養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
  - ⑧ 障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設及び同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護（第6項）、自立訓練（第13条）、就労移行支援（第14項）又は就労継続支援（第15項）を行う事業に限る。）を行う施設
- その他の条件として、
  - ・ ①、④及び⑧を設置する者については、非営利目的の法人に限定。
  - ・ ⑤については、司書又はこれに相当する職員として著作権法施行規則第1条の3で定める職員を置いている図書館に限定。また、その設置主体を地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人に限定。
- ①～⑧の施設を設置する者のほか、視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人（法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）のうち、「視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの」を定める。

#### （2）聴覚障害者等のための字幕等の作成・自動公衆送信が認められる者（法第37条の2第1号、令第2条の2第1項第1号関係）

- 身体障害者福祉法第5条第1項の視聴覚障害者情報提供施設を設置して聴覚障

害者等のために情報を提供する事業を行う者（非営利目的の法人に限る。）を一般的に定める。

- 上記のほか、聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人（法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）のうち、「聴覚障害者等のための複製又は自動公衆送信を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの」を定める。

### （3）聴覚障害者等のための字幕や手話付きの映画の作成・貸出しが認められる者（法第 37 条の 2 第 2 号、令第 2 条の 2 第 1 項第 2 号関係）

- 以下の施設を設置して聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者を一般的に定める。
  - ① 大学・高等専門学校に設置された図書館及びこれに類する施設
  - ② 身体障害者福祉法第 5 条第 1 項の視聴覚障害者情報提供施設
  - ③ 図書館法第 2 条第 1 項の図書館
  - ④ 学校図書館法第 2 条の学校図書館
- その他の条件として、
  - ・ ②を設置する者については、非営利目的の法人に限定。
  - ・ ③については、司書又はこれに相当する職員として著作権法施行規則第 1 条の 3 で定める職員を置いている図書館に限定。また、その設置主体を地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人に限定。
  - ・ 全てについて、法第 37 条の 2 第 2 号の規定の適用を受けて作成された複製物の貸出しを文部科学省令で定める基準に従って行う者に限定。
- ①～④の施設を設置する者のほか、聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人（法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）のうち、「聴覚障害者等のための複製を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの」を定める。

## II 美術品等の譲渡等の申出のための画像掲載関係（法第 47 条の 2、令第 7 条の 2）

### 1. 政令委任事項

法第 47 条の 2 では、「著作権者の利益を不当に害しないための措置として政令で定める措置」を講じている場合には、美術品や写真の譲渡又は貸与をするために商品紹介用の画像掲載を認める旨規定。

### 2. 改正内容

以下のいずれかの措置を講じていることを規定。

- ① 法第 47 条の 2 に規定する複製について、当該複製により作成される複製物に係る著作物の表示の大きさ又は精度が文部科学省令で定める基準に適合するものと

なるようにすること。

- ② 同条に規定する公衆送信について、当該公衆送信を受信して行われる著作物の表示の精度が文部科学省令で定める基準に適合するものとなるようにすること。
- ③ 同条に規定する公衆送信について、当該公衆送信を受信して行う著作物の複製を電磁的方法により防止する手段（コピープロテクション）を用い、かつ、当該著作物の表示の精度が文部科学省令で定めるこの基準より緩やかな基準に適合するものとなるようにすること。

### Ⅲ 送信の障害の防止等のための複製関係（法第 47 条の 5、令第 7 条の 3、令第 7 条の 4）

#### 1. 政令委任事項

- 法第 47 条の 5 では、「自動公衆送信又は特定送信（自動公衆送信以外の送信で政令で定めるもの）」を補助する事業者（いわゆるサーバー管理事業者）が、送信の障害の防止等のために必要な複製を行うことを認める旨規定。
- また、同条では、複製可能な著作物について、「送信可能化等（送信可能化及び特定送信をし得るようになるための行為で政令で定めるもの）がされた著作物」と規定。

#### 2. 改正内容

- 「特定送信（自動公衆送信以外の送信で政令で定めるもの）」として、
  - ① 受信者からの求めに応じて自動的に行う送信で自動公衆送信以外のもの（例：ストレージサービスにおけるオンデマンド送信等）
  - ② 受信者からの求めに応じて自動的に行う送信以外の送信で電子メールの送信その他の文部科学省令で定めるものを規定。
- 「特定送信をし得るようになるための行為で政令で定めるもの」として、以下の行為を規定。
  - ① 電気通信回線に接続している特定送信装置の特定送信用記録媒体に情報を記録し、情報が記録された記録媒体を当該特定送信装置の特定送信用記録媒体として加え、若しくは当該記録媒体を当該特定送信装置の特定送信用記録媒体に変換し、又は当該特定送信装置に情報を入力すること。
  - ② その特定送信用記録媒体に情報が記録され、又は当該特定送信装置に情報が入力されている特定送信装置について、電気通信回線への接続を行うこと。

### Ⅳ 情報検索サービス関係（法第 47 条の 6、令第 7 条の 5）

#### 1. 政令委任事項

- 法第 47 条の 6 では、「政令で定める基準」に従う者に限って情報検索サービスを実施するための複製等を行うことを認める旨規定。

## 2. 改正内容

「政令で定める基準」として、

- ① 情報の収集、整理及び提供をプログラムにより自動的に行うこと
- ② 文部科学省令で定める方法に従い情報検索サービス事業者による情報の収集を禁止する措置がとられた情報を収集しないこと
- ③ ネットワーク上の情報を収集しようとする場合において、既に収集した情報について②の措置がとられたことが判明したときは、当該情報の記録を消去することを規定。

## V 電子計算機における著作物利用に伴う複製関係（第49条第1項第7号、令第7条の6）

### 1. 政令委任事項

法第49条では、インターネット上のウェブサイトの閲覧等をする場合に、法第47条の8（電子計算機における著作物利用に伴う複製）の規定により作成されたブラウザキャッシュ等の複製物を政令で定める一定の行為等をしないで利用する場合には、当該利用自体を目的外使用として複製とみなし、権利制限を認めない旨規定。

## 2. 改正内容

「政令で定める一定の行為」として、「著作物の送信の求めに応じてブラウザキャッシュの使用のために必要なものとして送信される信号の受信」を規定。

## VI 裁定制度関係（法第67条第1項等、令第7条の7等）

### 1. 政令委任事項

- 今般の法改正により、文化庁長官の裁定を受ける前であっても、長官の定める使用料相当額の担保金を事前に供託した上で著作物を利用することができる「申請中利用制度」を創設したこと等に伴い、以下の事項について政令で定めることとされた。
  - ① 相当な努力を払っても著作権者と連絡することができない場合（法第67条第1項関係）
  - ② 申請中利用の際に供託した担保金の払い戻し事由とその金額（法第67条の2関係）
  - ③ 裁定申請の際に添付すべき資料等の事項（法第70条第8項関係）

## 2. 改正内容

- ① 「相当な努力を払っても著作権者と連絡することができない場合として政令で定める場合」の内容（法第67条第1項、令第7条の7関係）

著作権者の氏名や住所など著作権者と連絡するために必要な情報（以下「権利者情報」という。）を得るために以下のすべての措置をとり、かつ、当該措置により得られた情報その他その保有するすべての情報に基づき権利者と連絡するための措置をとったにもかかわらず、権利者と連絡ができなかった場合を規定。

ア 広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める

- 刊行物その他の資料を閲覧すること
- イ 著作権等管理事業者その他の広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者に対し照会すること
- ウ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法により、公衆に対して広く権利者の情報提供を求めること

② 申請者が供託した担保金の全部又は一部を取り戻すことができる場合（法第 67 条の 2 関係、令第 8 条の 2）

政令において、担保金の額が同条第 6 項の規定により著作権者が弁済を受けることができる額を超えることとなったときは、その超過額を取り戻すことができる旨を規定。

③ その他（法第 70 条第 8 項関係、令第 8 条、令第 12 条、令第 12 条の 2）

上記のほか、政令において、

- ・ 裁定申請書に記載すべき事項として、「法第 67 条の 2 第 1 項の規定により申請中利用を行う場合には、その旨」を含めること
- ・ 法第 67 条の 2 第 3 項に規定する申請中利用者に対して法第 70 条第 5 項の裁定をしない処分をした旨の通知を行う場合に補償金額を併せて通知すること
- ・ 著作隣接権者と連絡することができない場合についても、政令で定める著作権者と連絡することができない場合の規定を準用すること

について規定。

## **Ⅶ その他規定の整理関係**

I～Ⅵのほか、「著作権法の一部を改正する法律」（平成 21 年法律第 53 号）の施行に伴い必要となる所要の規定の整理等を行う。